

鳥取県告示第361号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年6月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八頭町日田字木谷口309、字小耽611、字目方谷915、字赤坂山1097の1、字野口山1103、1112、1127の1、字木谷1156、字越前1173、1174、字宮上1181の1、1181の2、1182、字目方谷山1212の1、1213、1214、字三才谷1217の2、字石井谷山1235の1、1236、字墓谷山1242、1243の1、1243の2、字倉繁1246の1、1246の2、1247、字瀧谷1248の1、1248の2、1249の1、1249の2、字本谷1251の1、1251の2、1252の1から1252の4まで、1253、字白飛山1268、1269の1から1269の3まで、1275の1、字下山1322、1324、1325、1328、1329、1330の1、1330の2、1332、1333の1、1333の2、1334、字渡畑1341、1343の1、1343の3、字梨谷西平1363の1、1364、1366、字堂鳴1368の1から1368の3まで、1370、1371、1374、1381の1、字崩谷1385、1386の1、1387、1389から1400まで、1402、1403の1、1405、1406の1、1407、1408の1、1409から1411まで、字霧鳴1413、1415から1421まで、1422の1、1423から1425まで、1427の2、1427の3、1428の1、1430の1、字筏場1433、南字向山499の2、510、字向山東平514の1、515の4、515の5、515の9、515の11、515の13、515の21、515の23、515の27、515の28、515の32、515の35、515の43、515の46、515の49、515の51から515の53まで、515の56

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字目方谷山1212の1（次の図に示す部分に限る。）、字墓谷山1242、1243の1・字倉繁1246の1・1246の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1247、字瀧谷1248の1・1249の1・字本谷1251の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）